

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 (幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)の認定等の基準について

1. 経緯

国の「地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第8次地方分権一括法）」の制定により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務権限が、平成31年4月に都道府県から中核市に移譲されることとなっています。

これを受けて、本市において認定等の要件を定めた条例（以下「基準条例」といいます。）を制定します。

基準条例は、国が示している「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（国基準）」を参酌して定めます。

2. 国基準の概要

職員配置、職員資格、施設設備、教育及び保育の内容、保育者の資質の向上等、子育て支援、管理運営等、職員資格に関する特例

3. 基準条例制定のスケジュール

- ◎ 6月28日 児童福祉審議会全体会
 - ・ 市長より、基準条例検討に関する諮問

- ◎ 7月19日 子ども育成分科会①
 - ・ 基準条例案について検討

- ◎ 8月2日 子ども育成分科会②
 - ・ パブリック・コメント手続案の検討

- ◎ 9月 市議議会に報告
 - ・ パブリック・コメント手続案を報告

- ◎ 10月 パブリック・コメント手続き

- ◎ 11月8日 子ども育成分科会③
 - ・ 条例案の決定

- ◎ 12月 市議会に議案を提出